

新潟県条例第83号

新潟県暴力団排除条例の一部を改正する条例

新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(県の責務) 第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、 <u>法第32条の3第1項</u> の規定により新潟県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から新潟県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者、新潟県弁護士会その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体及び県民等と連携及び協力を図りながら、暴力団排除に関する施策を実施するものとする。	(県の責務) 第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、 <u>法第32条の2第1項</u> の規定により新潟県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から新潟県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者、新潟県弁護士会その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体及び県民等と連携及び協力を図りながら、暴力団排除に関する施策を実施するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。